

警察庁組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（参事官）</p> <p>第五条 長官官房に、参事官<u>六人</u>を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（刑事局の分課）</p> <p>第二十一条 刑事局に、組織犯罪対策部に置くもののほか、次の三課並びに捜査支援分析管理官一人及び犯罪鑑識官一人を置く。</p> <p>刑事企画課</p> <p>捜査第一課</p> <p>捜査第二課</p> <p>2 組織犯罪対策部に、次の三課及び国際捜査管理官一人を置く。</p> <p>組織犯罪対策企画課</p> <p>暴力団対策課</p> <p>薬物銃器対策課</p> <p>（刑事企画課）</p> <p>第二十二條 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p>（参事官）</p> <p>第五条 長官官房に、参事官<u>五人</u>を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（刑事局の分課）</p> <p>第二十一条 刑事局に、組織犯罪対策部に置くもののほか、次の三課及び犯罪鑑識官一人を置く。</p> <p>刑事企画課</p> <p>捜査第一課</p> <p>捜査第二課</p> <p>2 組織犯罪対策部に、次の三課並びに国際捜査管理官一人及び犯罪収益移転防止管理官一人を置く。</p> <p>企画分析課</p> <p>暴力団対策課</p> <p>薬物銃器対策課</p> <p>（刑事企画課）</p> <p>第二十二條 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p>

一〜四（略）

五 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。

（捜査支援分析管理官）

第二十五条 捜査支援分析管理官は、次の事務をつかさどる。

一 犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に関すること。

二 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。

三 犯罪統計に関すること。

四 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関すること。

（犯罪鑑識官）

第二十六条（略）

一〜四（略）

五 犯罪統計に関すること。

六 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。

七 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。

（新設）

（犯罪鑑識官）

第二十五条（略）

(組織犯罪対策企画課)

第二十七条 組織犯罪対策企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の施行に関すること。

八 犯罪による収益の移転防止に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み及び外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(暴力団対策課)

第二十八条 暴力団対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 一 二 (略)

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関すること(組織犯罪対策企画課の所掌に属するものを除く)。

四 (略)

(薬物銃器対策課)

第二十九条 薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

二 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

三 (略)

(企画分析課)

第二十六条 企画分析課においては、次の事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

(暴力団対策課)

第二十七条 暴力団対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 一 二 (略)

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関すること(企画分析課の所掌に属するものを除く)。

四 (略)

(薬物銃器対策課)

第二十八条 薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

二 けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

三 (略)

(国際捜査管理官)

第三十条 (略)

(削る。)

(管区警察局の内部組織)

第四十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、総務監察部及び広域調整部に代え総務監察・広域調整部を置く。

3 (略)

(国際捜査管理官)

第二十九条 (略)

(犯罪収益移転防止管理官)

第三十条 犯罪収益移転防止管理官は、次の事務をつかさどる。

一 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の施行に関すること。

二 犯罪による収益の移転防止に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み及び外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

(管区警察局の内部組織)

第四十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、関東管区警察局にあつては総務監察部に代え総務部及び監察部を、東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては総務監察部及び広域調整部に代え総務監察・広域調整部を置く。

3 (略)